文京区日中一時支援事業のご案内

文京区福祉部障害福祉課

日頃から、文京区における障害者福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

この案内は、文京区において実施している日中一時支援事業の内容を説明し、事業者の皆様がサービスを提供するために必要な手続きをまとめたものです。本文書の内容を確認していただき、文京区において日中一時支援サービスの提供をご検討くださいますようお願いいたします。

１　文京区日中一時支援事業について

（１）　文京区日中一時支援事業について　資料１

（２）　文京区日中一時支援事業における事業所登録について　資料２

２　事業所登録について

文京区において日中一時支援サービスを提供するためには、文京区への事業所登録が必要になります。資料１・資料２をご確認いただき、必要書類を文京区までご提出ください。受付は随時行っています。

お問い合わせ
〒112－8555
文京区春日 1－16－21
文京区福祉部障害福祉課障害者施設担当
電話番号：03-5803-1285
ＦＡＸ：03-5803-1352
Ｅ－Mail：b302000@city.bunkyo.lg.jp

文京区日中一時支援援事業について

資料1

1　障害者総合支援法における文京区日中一時支援事業の位置付けについて

日中一時支援事業は、区市町村が実施する**地域生活支援事業**として位置付けられています。事業の実施方法、事業所登録等の方法、報酬単価、利用者負担水準などは、**区市町村ごとに決定・実施する**ことになり、文京区では次の内容で、文京区日中一時支援事業を実施しています。

2　文京区における日中一時支援援事業について

文京区で実施する日中一時支援事業について以下のとおり説明します。

項目	文京区で実施する日中一時支援事業
対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者等
対象となる事由	通常介護をしている方が、就労、疾病、出産、冠婚葬祭、旅行、休息等の理由で、一時的に介護ができないとき
事業所要件	文京区への登録が必要。区内で障害者総合支援法第 36 条の規定に基づき都道府県知事が指定した指定障害福祉サービス事業者又は児童福祉法第 21 条の５の１５に規定する児童発達支援事業者若しくは放課後等デイサービス事業者であること。
報酬単価	①障害支援区分および利用時間ごとに報酬単価を設定する。 ②送迎加算：送迎にかかる時間は、指定日中一時支援事業の利用時間から除外するものとする。また、指定日中一時支援事業の利用につき、利用者に対して、その居宅等と指定日中一時支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。 ③欠席時対応加算：指定日中一時支援事業所において、指定日中一時支援事業を利用する利用者が、あらかじめ当該指定日中一時支援事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合において、日中一時支援事業従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、所定単位数を算定する。
利用者負担	原則１割。市区町村民税非課税世帯、生活保護世帯は 0 円。介護給付・訓練等給付等、障害児通所支援の負担額と合算して上限管理を行う。
支給量	利用者一人一人の必要量により算出。 単位は回数。
事故報告	事故が起こった場合、区へ報告を行う。報告対象事故の種類、事故報告書様式は東京都障害福祉サービス情報に掲載している様式とし、報告方法別途案内。

３　日中一時支援援事業実施の流れについて

1	事業所ヒアリング	事業所⇒文京区	文京区で日中一時支援事業の実施を希望する場所・建物、人員配置、対象者像などのヒアリングを行います。
2	事業所登録	事業所⇒文京区	文京区で日中一時支援事業の実施を希望する事業所は、文京区へ事業所登録申請を行います。条件を満たしていれば、文京区で日中一時支援事業を実施する事業所として登録されます。その後、登録した事業所は、区ホームページに掲載し、利用希望者へ公開します。
3	利用希望者からの申請	利用者⇒文京区	日中一時支援事業を利用したい方は、文京区へ利用の申請を行います。
4	聴き取り調査・支給決定	文京区⇒利用者	文京区は、利用希望者について聴き取り調査を行い、必要な回数を決定し、受給者証と決定通知書を発行します。
5	利用申し込み・契約	利用者⇔事業所 事業所⇒文京区	支給決定された方は、文京区に登録している事業所の中から契約したい事業所を選択し、事前に重要事項についての説明を受けた上で、合意できる場合は、契約を結びます。契約書は日中一時支援用を新たに作成してください。 契約した内容は、受給者証に記載するとともに、文京区へ報告します。
6	日中一時支援サービスの提供	事業所⇒利用者	事業所は、利用者との契約に基づき、サービスを提供します。
7	費用・利用者負担の請求	事業所⇒文京区 事業所⇒利用者	事業所は、サービス提供月の翌月 10 日までに文京区へ請求書等を提出します（代理受領方式）。利用者へは、利用者負担額を請求します。
8	費用の支払い・利用者負担額の受領	文京区⇒事業所 利用者⇒事業所	文京区は、事業所からの請求に基づき、サービス提供月の翌々月の末日までに費用を支払います。利用者負担額は、利用者との契約に基づく方法で受領します。

文京区日中一時支援事業における事業所登録について

資料2

資料１の内容を確認した上で、文京区へ日中一時支援事業所としての登録を希望する場合は、以下の事項を確認したうえで、登録手続きを行ってください。

１　事業所の要件について

以下の要件を満たすことが必要です。

区内で「障害者総合支援法に基づき都道府県知事が指定した指定障害福祉サービス事業者」又は「児童福祉法に基づき文京区が指定した児童発達支援事業者若しくは放課後等デイサービス事業者」であること。

２　登録の流れについて

登録手続きは、以下のとおりです。

項目		備考
事業所ヒアリング	事業所⇒文京区	場所・建物、人員配置、対象者像などのヒアリングを行います。
事業所登録の申請提出	事業所⇒文京区	随時受付をしております。
内容審査	文京区	提出書類等に不備がないか点検します。不備がある場合はご連絡いたします。
事業所登録通知書の発行	文京区⇒事業所	不備が無ければ受付から１週間～10 日程度で発行します。
区ホームページにおける事業所名の掲載	文京区⇒利用者	登録された事業所は、区ホームページに事業所名を掲載し、利用希望者へ公開します。

３　登録方法について

以下の１～５の書類を提出してください。登録関係の書類は、文京区のホームページからダウンロードできます。また、記載例につきましてもホームページに掲載しています。

申請書類の提出は、<u>直接持参されるか郵送でお願いします。</u>

	提出書類	記載方法等
1	提出書類一覧及びチェックシート	
2	文京区地域生活支援サービス事業者登録申請書	【記載例】を参考にしてください。
3	付表　文京区日中一時支援事業所の登録に係る記載事項	
4	都道府県または文京区指定通知書の写し	通知がまだ送付されていない場合は、送付され次第、写しを提出してください。
5	運営規程の写し	【モデル様式】を参考にしてください。
6	事業実施場所の平面図	

※日中一時支援事業所としての登録が完了しないと、利用者にサービスを提供することはできません。上記書類は、利用者の利用が始まる前までに、余裕をもって提出をお願いいたします。